

大蔵村セーブメディア 3つの約束

令和4年5月

大蔵村学校保健委員会

昨今、情報機器端末（スマホ、パソコン、ゲーム、携帯音楽プレーヤーなど）を起因とする子どものネットトラブル・ネット依存が全国で大きな問題とされており、学校長や学校医等で構成される大蔵村学校保健委員会でも、学校と協力しながら子どもたちの健康を守るために協議を進めてきました。小中学校保健委員会や各校で行われた会議でも、保護者の皆さんから「なにかトラブルに巻き込まれたりしないだろうか」「生活リズムの乱れが心配」、との声が多く聞かれます。

そこで、子どものネット利用も含めた望ましい生活習慣の定着を目指し、学校や関係団体等が一体となって地域全体で取組を進め、家庭におけるルールづくりを促進することを目的に、「大蔵村セーブメディア3つの約束」を作成しました。ここでは情報機器端末、その利用について総称して「メディア」と呼称します。

大蔵村学校保健委員会構成メンバー

小関明大蔵中学校長・荒川光昭学校医・伊藤充也学校歯科医・安喰裕紀学校薬剤師・

各学校養護教諭・栄養教諭・体育主任・大蔵村健康福祉課・大蔵村教育委員会

大蔵村セーブメディア 3つの約束

①使用時間を必ず守ること

○小学生は9時まで、中学生は10時までにメディア利用をやめましょう。
※学年により差はありますが、小学生は10時、中学生は11時までに寝ることが推奨されています。寝る直前までメディアを使用していると、画面からの光の刺激で脳が眠りにくくなってしまいます。遅くとも、布団に入る1時間前までには使用をやめましょう。

②モラルやマナーについて守ること

○食事中や、人と話している最中にメディアを使いません。
○ネット上で他の人の悪口を書きません。
○ただらと夜遅くまで連絡をとり続けません。
※お友達に対してのマナー違反をしていませんか。相手の生活を尊重するメディアの使い方について、もう一度家族で話し合しましょう。

③ルールを徹底すること

○学校や家庭で、メディア利用に関するルールを作りましょう。
○一度作ったルールは家の中の目に付く場所に貼って常に意識しましょう。
※家族みんなで声を掛け合うことで、徹底していこう！という意識が高まります。

このルールをもとに、自分自身の健康について、人との直接のコミュニケーションの大切さ、相手への思いやりを伝えていくことが必要です。裏面のルール書き込み欄も活用し、ぜひこの取組みにご協力ください！（村内で活動を広く知っていただくため、全戸に配布しています）

あなたのメディア利用について、ルールをつくろう！

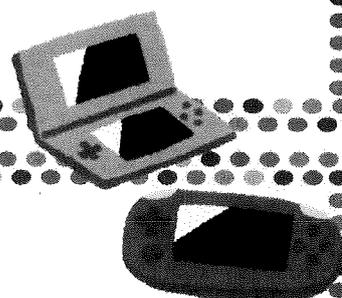
☺メディア利用わたしのルール☺

例) 8時をすぎたらメディアにさわらない、みない

-

-

-



☺メディア利用 学校・クラスのルール☺

-

-

-



！気をつけよう！

- ① 一度インターネット上に情報が流れると、流す前の状態には戻りません。
- ② 誹謗中傷ひぼうちゆうしょう(相手の悪口を言ったり、書き込んだりすること)は、決して許されません。

地域全体で考える子どもの歯科保健

～ジュースをよく飲む児童生徒を 40%から 20%へ～

大蔵村学校保健委員会では、学校の生活アンケートで「よく飲む飲み物」としてのジュース・清涼飲料水・スポーツドリンクを挙げる児童生徒の割合を現在の 40%から 20%へ減少させることを目標としています。しかし、なかなか改善できていない現状があり、子どもたちの健康を守るため、学校はもちろん、地域全体で協力して取り組んでいきたいと考えています。

なぜ、スポーツドリンクはダメな

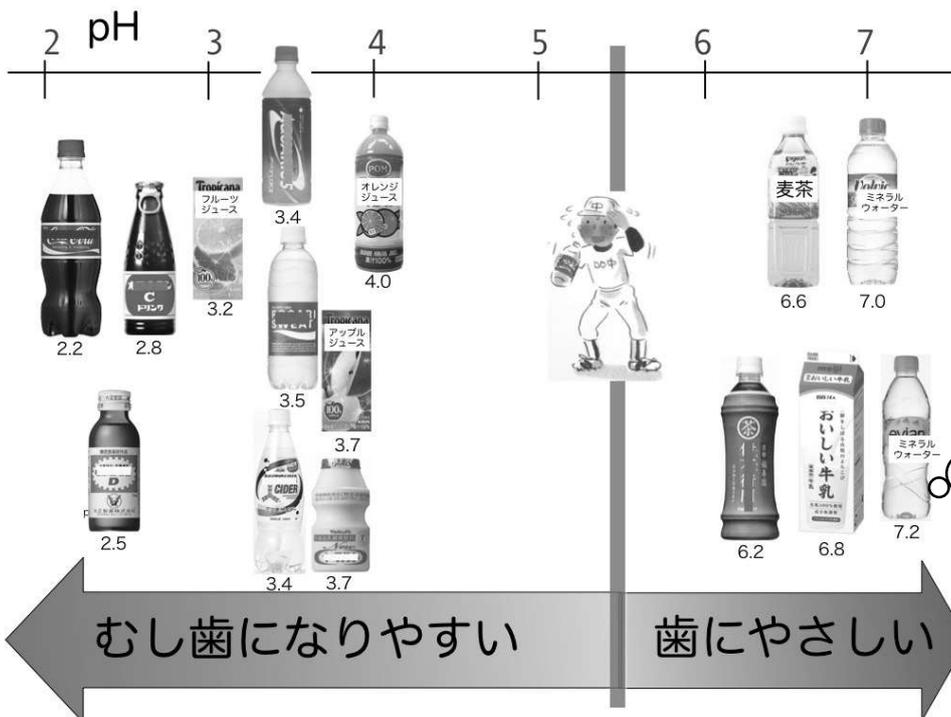
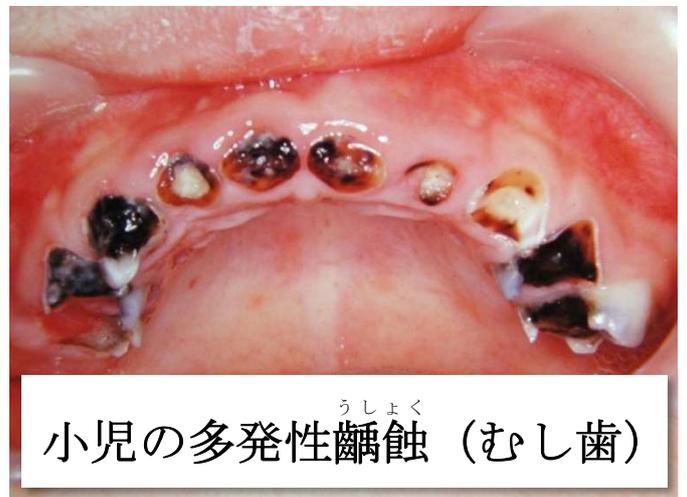


水分補給に・・・とよく飲んでいませんか？スポーツドリンクは、「糖分」を多く含んでいます。しかし、歯に悪いのは「糖分」だけではありません。むしろ、歯のカルシウムを直接とかしてしまう「酸」（すっぱいもの）を含む飲食物の方に注意が必要です。スポーツドリンクはそのどちらも含んでおり、よく飲む人はむし歯が多いです。

身近な飲み物の糖分量は？

商品名	栄養ドリンク	乳酸菌飲料	炭酸飲料	果汁飲料	紅茶飲料 (砂糖入)	スポーツドリンク イオン飲料	麦茶
糖分量	19g	66g	60g	42g	39g	33.5g	1.5g
容量	120ml	500ml	500ml	350ml	500ml	500ml	500ml
糖分濃度	15.8%	13.2%	12%	12%	7.8%	6.7%	0.3%
画像							

*カロリーは糖分×4



水分補給や家での飲み物は、お茶か水にしてみませんか？

歯を丈夫にするために知っておきたいこと

お菓子を食べたり、ジュースを飲んだりした後は・・・

水を飲んで酸を流すことが大切です。お菓子やジュースをだらだら食べたり、飲んだりすることが歯に一番悪いため、サッと飲んで、すぐに水で流してあげることが大切です。その後の歯みがきは忘れずに行いましょう。

果汁入りグミやソフトキャンディー類は「酸」と「糖分」の両方を含んでいるため、むし歯にかかりやすく、重症のむし歯を抱える子がよく食べているお菓子です。

また、強い粘着性があるため、詰め物やむし歯予防のシーラント剤を引きはがしてしまいますので、前にせっかく治療した物が台無しになってしまいます。

野菜ジュースや乳酸菌飲料はどんなの？

体に良いというイメージの野菜ジュースや乳酸菌飲料ですが、「酸」と「糖分」のどちらも含んでおり、飲みすぎには注意が必要です。その他にも炭酸飲料、乳酸菌食品（ヨーグルト等）、食酢、柑橘類（レモン等）を食べたり、飲んだりした際は、忘れずに歯みがきを！

サタデースウィート試してみませんか？

白い歯の国で知られるフィンランドでは、「サタデースウィート」という言葉があります。「土曜日はいっぱい甘い物を食べちゃえ！」といった感じです。週末を楽しむため、平日は甘いお菓子を我慢しようという習慣のことですが、みなさんのお家でも試してみませんか。子どもたちもきっと、週末がより楽しく感じるはずですよ。

ジュースや炭酸飲料を飲み放題、歯に悪いお菓子やアイスを食べ放題になっていませんか？この機会にご家族みなさんで食習慣を見直してみましょ。



最後に

歯は全身の健康とも密接な関係があります。歯周病になると、血液の流れに乗って体内へと常に細菌や毒素、炎症物質等が流れ込んでしまいます。その結果、様々な病気へとつながり、「からだの元気」を損なってしまいます。

いつまでもご飯を美味しく食べ、健康でいられるよう、子どもたちと一緒に大人ももう一度普通の生活を見直し、お菓子やジュースとの付き合いかたを考えてみましょう。

除雪機購入の 補助制度について



大蔵村では除排雪の負担軽減と地域の自助と共助推進のため、
除雪機の購入に際して、補助金を交付します。

①家庭用除雪機

対象者：大蔵村に住所を有する個人で、村税等の滞納がない者

対象除雪機：①新品の自走式小型除雪機

②農耕用機械に装着する新品の除雪用アタッチメント

※個人間の売買により取得した除雪機は対象となりません。

補助金額：購入経費の4分の1（10万円を限度とします。）

②地区自治会用除雪機

対象者：地区自治会（地区代表が申請してください。）

対象除雪機：新品の自走式小型除雪機

※村道、私道、公共施設、要援護者の住宅などを地区住民が
共同して除雪することを目的としたものに限りま。

補助金額：購入経費の2分の1（50万円を限度とします。）

◎申請について

申請される方は、購入する前に総務課政策推進係まで申請してください。

（申請書は大蔵村公式ホームページからもダウンロードできます。）

なお、申請には申請書の他に次の書類が必要になります。

1. 見積書又は契約書の写し
2. カタログ等の写し

※予算の範囲内での補助金交付となります。予算がなくなり次第終了となる場合がありますので、ご了承ください。

○申請及び問合せ先

大蔵村役場総務課政策推進係 75-2111（内線 214）

※裏面もご覧ください

地域活性化推進事業の募集について

大蔵村では、個性と活力に満ちた地域づくりのために、各団体が主体となって行う事業に対し補助を行う制度があります。令和4年度に次の事業実施をお考えの団体等は、ぜひご相談ください。

1 対象事業及び補助金額

対象事業	事業内容(例)	補助金額
① 美しい村づくり事業	緑化活動、遊歩道・展望スポットの整備活動	対象事業費の8割以内 10万円を限度
② 地域の特色を生かした地域づくり及び交流事業	地区の祭り備品等の整備、農業体験受入事業等(継続的に行う事業)	
③ 子育て環境づくり事業	子育てサークル活動、一時託児サークル活動	
④ 6次産業の推進と農産物加工の推進事業	加工・直売施設の整備、特産品開発研修活動	対象事業費の8割以内 10万円を限度(施設の新設又は改修を伴う事業については100万円を限度)
⑤ 地産地消による「食」の魅力向上事業	郷土食・伝統食伝承活動、地元食材による創作料理開発活動	
⑥ その他村長が特に必要と認めるもの		対象事業費の8割以内 10万円を限度

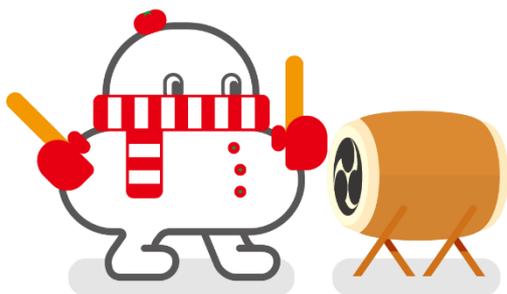
※ 飲食費、維持管理経費等は除く。他の補助事業と重複する事業は、対象外

2 補助対象者 事業実施団体の代表者

3 申込期限 令和4年5月31日(火)まで

※申し込み多数の場合は調整をさせていただきます。

予算枠に達しなければその後も随時受け付けます。



○申請及び問合せ先
大蔵村役場総務課政策推進係
75-2111 (内線 214)

※裏面もご覧ください



行政相談委員・人権擁護委員の活動のご紹介



★行政相談委員の活動

行政相談委員は、総務省から委嘱を受け、行政全般について皆様の苦情や意見・要望をお聴きし、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、皆様の声を行政の制度及び運営の改善にいかす活動を行っています。

また、ご相談は無料で、特別な手続きもなく、お気軽にご利用いただけ、相談者の秘密は、固く守ります。

- 行政相談委員は、今野邦代さん（白須賀）です。

★人権擁護委員の活動

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

- 人権擁護委員は、小屋久好さん（季の里）、長南智美さん（豊牧）、後藤昌宏さん（清水3）です。

★行政相談所・人権擁護特別相談所の開設

5月から「行政相談所」及び「人権擁護特別相談所」を裏面記載の日程で開催します。行政相談委員・人権擁護委員が相談に応じますので、ぜひご利用ください。

ご不明なことにつきましては、75-2111
住民税務課住民係 信田（内線262）までお願いします。



年間の開催日程は裏面に記載してあります。
裏面へ⇒



ご相談をお聞きいたします。

● 行政相談所の開設

	開催期日	開催場所	開催時間
令和4年	5月17日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （2階和室）	午前10時～12時
	6月21日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （2階和室）	
	7月19日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （1階和室）	
	9月20日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （1階和室）	
	10月18日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （1階和室）	
	11月15日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （1階和室）	
令和5年	1月17日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （1階和室）	
	3月14日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （1階和室）	

● 人権擁護特別相談所の開設

	開催期日	開催場所	開催時間
令和4年	6月7日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （2階和室）	午前9時～12時
	12月6日（火曜日）	大蔵村中央公民館 （2階和室）	

※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、中止の場合もあります。

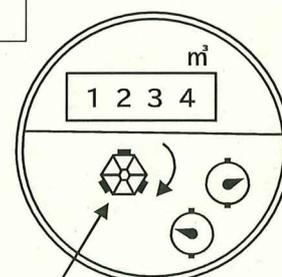
水道の漏水にご注意ください

毎年4・5月の水道メーター検針の際に、漏水が発覚することが多くあります。

漏水の確認方法

1. 蛇口を全部閉める
2. メーターボックス内に設置されている水道メーターを見る
3. パイロットが回転しているか確認する

水道メーター



パイロット

パイロットが回転し続けている場合は、漏水が発生している可能性があります。

漏水が見つかった場合は、大蔵村指定給水装置工事業者※に連絡のうえ、早急に修理していただくようお願いします。

※裏面に一覧を記載

漏水した場合の水道料金の減免について

漏水が確認された際は、水道料金の一部を減免できる場合があります。申請を行う際は、印鑑を持参のうえ、役場上下水道係までお願いします。ただし、凍結防止等で使用した水道料金の減免は行っていないため、ご注意ください。

給水指定装置工事事業者一覧表

R4.4.30現在

事業者名	住所	電話番号
有限会社日通プロパン青木商店	新庄市若葉町1-12	0233-22-2255
株式会社押切	大蔵村大字合海32	0233-75-2039
有限会社最上総合設備大蔵営業所	大蔵村大字南山785	0233-76-2101
株式会社昭和設備工事	新庄市十日町字下西山2884-5	0233-23-2555
山形空調株式会社	鶴岡市大字大淀川字洞合22	0235-22-6355
黒坂ポンプ店	新庄市五日町字常葉町1259-11	0233-22-9084
二藤部システム建設株式会社	舟形町舟形308-10	0233-32-2075
株式会社ヒラタ住工設備	新庄市千門町5-1	0233-23-0990
日本衛生工事株式会社新庄営業所	新庄市末広町1-30	0233-22-2666
株式会社シンプロ	新庄市宮内町5-1	0233-22-1273
パイプライン工業株式会社	新庄市金沢字大道上1835-45	0233-23-5960
黒澤建設工業株式会社	山形市花楸2-9-21	023-623-4222
松田商会	大蔵村大字清水2868	0233-75-2650
タカハシ設備工業	戸沢村大字松坂735	0233-72-2069
株式会社新庄工務所	新庄市五日町字宮内263-1	0233-22-2836
有限会社エヌエス・商会	尾花沢市横町二丁目2-35	0237-22-1043
有限会社中島建設	大蔵村大字南山1493-3	0233-76-2335
有限会社ミカワ設備	三川町大字押切新田字三本木31-3	0235-66-4175
プラントサービス株式会社	新庄市大字鳥越字栗田3800番地1	0233-22-1345
星川建設株式会社	金山町大字金山1939	0233-52-2231
有限会社ナガサワ電機	戸沢村大字古口348の3	0233-72-2323
高山設備	新庄市下田町5-20	0233-23-7719
マルミツ産業株式会社	新庄市大字福田字福田山711-162	0233-22-0896
加藤設備	戸沢村大字松坂字野口1920	0233-72-2916
有限会社大場設備	最上町満澤394-1	0233-43-2534
有限会社マルサ住宅設備	新庄市住吉町8-3	0233-22-0651
株式会社新庄砕石工業所	新庄市十日町1574-3	0233-23-5077
株式会社柿崎建設工業	舟形町富田1911-乙	0233-32-2902
株式会社矢口設備工業	新庄市金沢字中村1281番地1	0233-22-6172
株式会社クラシアン	横浜市港北区新横浜1-2-1	0120-500-500
株式会社馬淵工業所	仙台市太白区郡山4-10-2	022-247-0181
株式会社Otias	東根市大字若木字七窪5555-8	0237-47-4884
土田設備	戸沢村大字松坂112	0233-72-2939
有限会社樋口設備工業	山形市大字灰塚933番地3	023-684-4585
松岡設備	新庄市大字泉田字往環東426-3	0233-25-2828
株式会社アイテック東北	最上町大字志茂265	0233-44-2657
東海林左官工業所	舟形町堀内341番地	0233-35-2027
ささ設備工事	新庄市中道町15-8	0233-22-9556
株式会社平山設備工業	東根市大字東根甲4460番地の2	0237-43-7336
犬飼建設 株式会社	寒河江市大字西根字高畑1780番地	0237-86-5500
合同会社 越尾設備	新庄市五日町1081-16	0233-52-2959
橋本商事株式会社	西村山郡河北町大字吉田939-1	0237-73-2323
カメイ株式会社山形支店新庄営業所	新庄市金沢字梨の木2171-1	0233-22-1719

漏水等の水道設備に係る工事の際は、上記の大蔵村給水指定装置工事事業者にご依頼いただきますようお願いいたします。